

中智上海經濟技術合作有限公司 日本企業倶楽部 入会のご案内

2012年5月17日に発足した当クラブも、お陰様で、6年目を迎え、着実に充実・発展してまいりました。本倶楽部の所属が中智上海經濟技術合作有限公司、名称は「中智上海經濟技術合作有限公司日本企業倶楽部」となり、中智上海の日系のお客様に充実したサービスの提供に努めて参ります。

当倶楽部は、成長著しい中国において、日系企業が抱える人事・労務問題の情報共有と問題解決、更には日系企業同士の親睦と情報交換を目的として発足した倶楽部です。

2017年は、大型新年会、課長塾 in 上海、人的資源フォーラムと3つの大型交流会を開催し、又、人事労務法務、社員教育、駐在員塾、報酬データ発表会、人事制度設定指導会、等様々なニーズに応じてセミナーを開催致しました。

そして、2018年は、会員様向けにより幅広い分野のセミナーを開催致します。

テーマは、労働政策法規、人事制度設計、社員教育、駐在員塾、給与データ分析報告、技能教育等と、多岐にわたります。2018年の特典として、上級会員には、これらすべての半日セミナーに無料にてご参加頂けます。既に上級会員の各社様、また、新規にご入会される皆様と、ぜひ、有意義な体験学習を進めて参りたいと思います。是非、積極的にご参加ください。

中智上海經濟技術合作有限公司は、人力資源部門において唯一、国務院傘下の直轄企業であるという優位性を持ち、「中国企業500強と中国大企業サミットフォーラム」において、2006年から12年間連続して中国の“人力資源業及び国際的企業協力などの社会総合サービス業”（略称：ヒューマンリソース業界）の第1位を獲得しています。

弊社は国有企業としての立場を最大限に発揮し、日系企業に最高・最新のサービスを提供するという使命感をもって取り組んでおります。

本倶楽部にご入会いただきますと、毎週コンサル情報の共有、ホームページ、メルマガ、微信を通じて、HR（ヒューマンリソース）に関する様々な情報を提供、その他各種セミナー・シンポジウムへの参加、法律相談、HR相談等々盛り沢山のサービスをご利用いただくことが出来ます。

是非、この機会に「中智上海經濟技術合作有限公司日本企業倶楽部」へのご入会をご検討頂きたくご案内申し上げます。

お申込先:

中智上海經濟技術合作有限公司 日本企業倶楽部事務局

〒200030 上海市徐家匯虹橋路1号

港匯中心一座45階

E-mail:info@cjicshjp-hrm.com

Tel:021-5459-4545-3436(専用番号)

中智上海經濟技術合作有限公司
日本企業倶楽部
会員規約(2018年度)
運営: 中智上海經濟技術合作有限公司

第一章 総則

第1条 本会の目的

「中智上海經濟技術合作有限公司日本企業倶楽部」(以下、「本倶楽部」という)は、在中国日系企業の人事労務における情報の共有と改善及び会員相互の親睦を通じて、在中国日系企業発展に寄与することを目的とします。

第2条 会員制度

本倶楽部は、中智上海經濟技術合作有限公司が運営する会員制サービス倶楽部です。

第3条 会員の構成

本倶楽部の会員は、中華人民共和国の法律を順守し、本倶楽部の目的に賛同する法人で構成します。

第二章 会員資格と会費

第4条 会員資格と会費

1.入会を希望する法人は本規約に定める入会申込書に必要事項を記入し、手続きを行うものとします。これに対し、本倶楽部が審査のうえ承諾した後、申込者(入会を希望する法人)は会員資格を取得するものとなります。

2.本倶楽部は体験会員、一般法人会員、上級法人会員で構成されます。

3.本倶楽部は、入会に同意した法人に対して会費請求書を発行し、会員は本規約に定める会費を中智上海經濟技術合作有限公司に支払うものとします。

4.会費は以下の通りとなります。

体験会員: 無料(体験期間 3ヶ月)

一般法人会員: 2,000元/年(税込)

上級法人会員: 10,000元/年(税込)

5.在会期間が1年に満たない場合でも、年会費は一律とします。また、年会費はその理由を問わず返還しないこととします。

第5条 会員の有効期限

1.会員資格の有効期間は、本倶楽部入会の日からとします。会費は年会費なので、一年一度の支払いとなります

第8条の規定によって、会員資格を継続しない旨、本倶楽部に書面通知する場合を除いて、会員資格は毎年自動更新されるものとします。

2.本倶楽部は会員に対して会員資格満了1ヵ月前に期限満了通知し、同時に翌年度の会費請求書を発行して送付するものとします。

第三章 会員へのサービス
第6条 会員へのサービス

本倶楽部は全般的に、下記のようなサービスをご提供します。

項目	会員サービス分類		
	体験会員	一般法人会員	上級法人会員
入会料金	体験無料 (体験期限:3ヶ月)	RMB2,000/年	RMB10,000/年
対応言語	日本語/中国語	日本語/中国語	日本語/中国語
サービス内容	1 セミナー(会員価額提供) ①労務・法務関連 ②報酬関連 ③その他人事分野トピックス 2 法人交流会参加権 3 微信サービス 4 メルマガ 5 HP情報共有 6 年度調査の参加権 (参加すれば結果情報共有)	1 人事労務における無料相談(メール) 2 有料セミナー優待御招待 (★7回分招待) 3 法人交流会参加権 4 微信サービス 5 メルマガ 6HP情報共有 7 年度調査の参加権 (参加すれば結果情報共有)	1 人事労務における無料相談 ①メール・電話無制限相談 ②面談相談(予約制) 2 年間シリーズセミナー無料参加権 (半日セミナー1名/回無料)---2018年特典 3 インタビューの参加権 4 法人交流会優先参加権 5 中智商品の付加サービス 6 最新年間福利給与与データ冊進呈 (毎年10月発表) 7 毎週コンサル情報発信(日、中両国語) 8 年度調査の参加権、結果の情報共有権 9 微信サービス 10 メルマガ 11HP情報共有

備考:

- 顧客様のニーズに応じて弊社の判断で会員サービスの内容を調整する可能性があり得ることを予めご了承ください。
- 各種会員が利用できるサービス項目は弊倶楽部よりのご案内情報をご参考ください。

第四章 秘密保持

第7条 秘密保持義務

本倶楽部は会員から知り得た会員の内部情報及び会員から委託された業務内容に関する秘密保持に責任を負い、本倶楽部内部の秘密保持を厳格にいたします。また、会員は本倶楽部から提供された情報、業務の成果に関して、許可無くそれを他の目的に流用しないこと、あるいはみだりに公開しないこととします。

第五章 会員資格の喪失

第8条 退会

会員は会員資格を継続しない場合、会員資格終了期限の1ヵ月前までに本倶楽部に到着するように退会届を提出するものとします。

第9条 会員資格の喪失

次の各項に該当する時、会員の会員資格は喪失します。

- ・法人会員にあつて倒産、解散などにより、その法人が消滅した場合。
- ・会員が本規定に反し、又は本倶楽部の名誉を傷つける行為をした場合、並びに年会費等を滞納した場合。

第六章 補足

第10条 会員資格の譲渡禁止

会員は、その会員資格を他に譲渡できないものとします。

第11条 変更事項

会員は代表者、会社住所、担当者、連絡先など、本規約に定める「入会申込書」に記載事項の変更があつた場合は、速やかに「変更申込書」にて本倶楽部に書面提出するものとします。

第12条 施行

本会則は2018年1月1日より施行します。

中智上海經濟技術合作有限公司
日本企業倶楽部
2018年1月

入会申込書

会員区分：(体験・一般・上級)

日本法人			
日本 法人名			
日本 法人住所	〒 ー		
情報送信先		電話番号 E-mail	
ホームページ アドレス			
中国法人			
現地法人名			
現地法人 住所	〒 ー		
総経理		電話番号 E-mail	
人事責任者		電話番号 E-mail	
ホームページ アドレス			
事業内容			
現地法人 設立年	年	資本金	
売上高		お取引銀行	
総従業員数		駐在員数	

※本会社概要書記載事項は弊社会員サービスのみを使用し、他に転用することはありません。

御社のご入会について

- 1、会員ランク：
- 2、会費： RMB /年
- 3、会員サービス開始日：2018年 月 日

中智上海經濟技術合作有限公司
中智日本企業倶楽部

会員会社：_____

担当者：_____

2018年 月 日